

建設工事における現場代理人兼務の取扱い要領

1 目的

市が発注する工事の地元事業者の受注促進を図るため、同一人の現場代理人が他工事と兼務できる場合について定めるものとする。

2 対象工事

以下の要件を全て満たす工事を2件まで兼務できる

- ① 三豊市が発注した工事（水道局発注工事を含む）であること。
※工事の種類は問わない、例えば「土木」と「建築」の兼務でも可とする。
- ② 契約価格が1件2500万円未満の工事であること。
- ③ それぞれの工事現場の距離が5km以内で、かつ自動車による移動時間が概ね10分以内であること。ただし、それぞれの契約金額が500万円未満である場合、工事現場が共に島しょ部である場合及び一方の工事現場が島しょ部であり、かつ他方の契約金額が500万円未満である場合は、この限りでない。
- ④ 常に市及び工事現場間の連絡が取れる体制にあること。

3 兼務の承認

現場代理人兼務の承認にあたっては、工事現場内の管理等の現場代理人として職務の遂行に支障がないと判断されたときに承認するものであり、以下の①から③により承認までの事務を行う。

- ① 現場代理人の兼務を希望する事業者は「現場代理人兼務承認願兼承認可否決定書」（別紙様式）を新たに現場代理人の配置（兼務）をさせようとする工事の監督員に2部提出する。
- ② 市は、承認願いの提出を受けた場合、上記「2対象工事」の①～④に掲げる要件を全て満たしていることを確認する。
- ③ 市は兼務の可否を事業者から提出があった承認願いに記載し、そのうち1部を事業者に通知する。

4 兼務中の注意事項

現場代理人の兼務を認められた事業者は以下に掲げる事項を厳守すること。なお、不備が認められるときは、現場代理人兼務の承認を取消す場合がある。

- ① 兼務期間中は兼務を承認したいずれかの工事現場に常駐していること。
- ② 各工事現場の安全管理等を徹底すること。

5 その他

- ① 増額の変更契約に伴う取扱い
増額により変更後の契約額が2500万円を超えた場合でも兼務は取り消さない。
- ② 経費調整について
現場代理人の兼務に伴う経費調整は行わない。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。